



本事業は、SDGsの「4 質の高い教育をみんなに」「12 つくる責任 つかう責任」等に資する取組です。

2021年12月27日（月）

愛知県県民文化局県民生活部県民生活課
消費生活相談・消費者教育グループ
担当 寺澤、富樫
内線 5031・5032
ダイヤル 052-954-6165

— 消費者トラブル情報 —

＜あいちクリオ通信 2021年12月号（No. 402）＞

若者が遭いやすい消費者トラブル ～2022年4月1日から成年年齢は18歳に～

民法の改正により、2022年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18歳、19歳に達している方は、その日から成人となります。

消費生活において、成年年齢とは「一人で契約をすることができる年齢」となります。例えば、携帯電話を契約する、クレジットカードを作る、アパートを借りるといった行為が、保護者の同意がなくても可能になります。

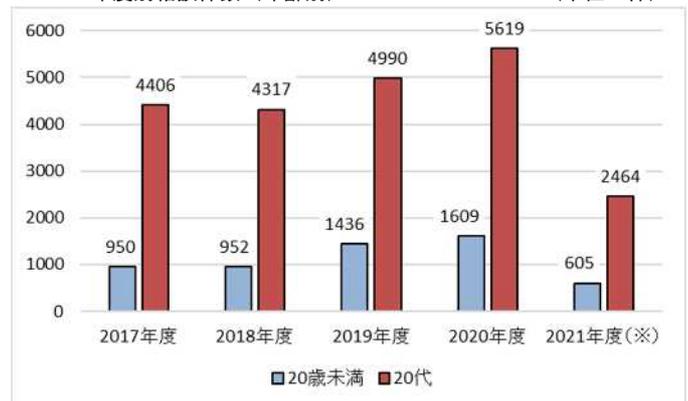
未成年者には保護者の同意を得ずに結んだ契約は、原則、取り消すことができる「未成年者取消権」がありますが、成人になると、その契約に対して責任を負うのは自分自身となります。

愛知県及び市町村の消費生活相談窓口寄せられた20歳から29歳の若者が契約当事者である相談は、未成年者と比較して大幅に増えており、内容をよく理解しないまま、安易に契約を結んでしまったという相談が多数寄せられています。

若者の消費生活相談の商品・サービス別の傾向を見ると、今年度（2021年度）は、情報商材やSNS等を利用した「内職・副業」に関する相談が最も多く、次いで「賃貸アパート」、「エステティックサービス」、出会い系サイト等の「異性交際関連サービス」、架空請求など商品が特定されない「商品一般」の順に多くなっています。また、「健康食品」や「化粧品」等の定期購入関連のトラブルも依然として多く見られます。

愛知県内の消費生活相談窓口寄せられた
年度別相談件数（年齢別）

（単位：件）



※2021年度は4月から9月末までの数値

20歳から29歳の商品・サービス別相談件数(上位5位)(2017年度～2021年度)

順位	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (4月～9月末)
1	デジタルコンテンツ	デジタルコンテンツ	デジタルコンテンツ	デジタルコンテンツ	内職・副業
2	エステティックサービス	エステティックサービス	化粧品	健康食品	賃貸アパート
3	賃貸アパート	賃貸アパート	エステティックサービス	商品一般	エステティックサービス
4	健康食品	商品一般	健康食品	賃貸アパート	異性交際関連サービス
5	フリーローン・サラ金	フリーローン・サラ金	商品一般	結婚式	商品一般

※愛知県及び市町村がPIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）に登録した相談データに基づいています。

※「デジタルコンテンツ」（インターネットを通じて得られる商品・サービス）の分類は、2021年度から廃止されました。

若者からの主な相談事例

○「内職・副業」関連

知人から、オンラインゲームの広告をSNS等で行う副業を紹介され、登録した。1人紹介すると7万円収入が得られると説明され、登録料として約70万円支払った。セミナーにも参加したが全く儲からないため、解約したいと伝えたところ、解約はできるが、返金はできないと言われた。返金してほしい。

○「賃貸アパート」関連

賃貸マンションを内覧した日に契約すると告げ、契約内容は後日説明を受けることとなった。その後、都合によりマンションを借りる必要がなくなったため、キャンセルを申し出たところ、管理会社の規約により家賃1か月分の解約料を支払うように言われた。重要事項など契約内容の説明がない状況で解約料を支払いたくない。

○「エステティックサロン」関連

先日、脚痩せエステの体験に出向いた。体験だけのつもりが店員から長時間説得され、約20万円のコースを契約した。後日、1回目の施術に行った際に、さらに追加のコースを勧められたため、不審に思い解約を申し出たところ、違約金として5万円支払うように言われた。1回しか利用していないのに違約金が高額すぎないか。

○「異性交際関連サービス」関連

マッチングアプリで知り合った人から「携帯電話が壊れたので別のサイトで連絡をとりたい。そのサイトへの登録料として2千円必要」と言われた。2千円を支払ったところ、連絡先を交換するために2万円、交換手続きを行うために5万円、と次々に請求が来るようになった。騙されたと思うので、解約し返金させたい。

○「定期購入」関連

無料動画サイトの広告を見て、お試しのつもりで除毛剤を500円で注文し、コンビニで支払った。翌月、同じ商品が届いたので、サイトを見たところ5回購入が条件の定期購入だと分かった。2回目から解約したい。

アドバイス

- 商品の購入やサービスを利用する前に、契約の内容をしっかりと確認しましょう。不安なときは、家族や周囲の人に相談しましょう。
- 「簡単に儲かる」「手軽に綺麗になる」「初回に限り〇〇%OFF」といった広告や誘いは鵜呑みにせず、安易に契約しないようにしましょう。また、借金やクレジット契約を勧めてくる業者には注意しましょう。必要がなければ「契約しません」ときっぱりと断ることが大切です。
- 契約によっては取消しや解約ができる場合があります。トラブルに遭ったり、疑問に思った場合は、すぐに「消費者ホットライン ☎ 188（いやや!）」に相談してください。

◇ 消費者ホットライン ☎ 188（いやや!）

※身近な消費生活相談窓口につながります。

愛知県では、成年年齢の引下げによる若者の消費者トラブルの増加を防止するため、法改正に伴う注意点を広く呼びかけるメッセージ動画「18歳からの大人大作戦!!!」を配信しています。

YouTubeチャンネル「消費生活情報あいち暮らしWEB」

<https://www.youtube.com/channel/UC8kNHdkVwQx3Ixd5LTRZNg/>



△メッセージ動画はこちらから